

発注工事受注者各位

適正な施工体制について（通知）

平成19年4月
新潟市水道局

「適正な施工体制について」は平成18年4月にお知らせしたところでありますが、平成19年4月から下請に関する報告が次のように改正されました。

- 1 下請決定通知書
書式が一部改訂され、請負金額が1,000万円以上の下請のある工事において提出してください。
- 2 再下請通知書(新規)
上記の工事において下請人が再下請に出す場合に提出してください。
- 3 下請通知書
書式が一部改訂され、請負金額が1,000万円未満の下請のある工事において提出してください。
- 4 施工体制台帳
いままで通り、請負金額が3,000万円以上の下請のある工事において提出してください。
- 5 竣工時下請報告書
書式が一部改訂され、請負金額が1,000万円以上の下請のある工事において提出してください。
- 6 市外企業下請報告書(廃止)
本報告書は廃止されました。

上記、下請決定通知書、再下請通知書、下請通知書、竣工時下請報告書は「入札・契約関係書類様式集」に掲載してあります。